

一般社団法人日本外科感染症学会定款施行細則第1号

第1章 会員

第1条 正会員及び準会員

1. 正会員、準会員は、本法人の主催する学術集会において研究成果を発表することができる。その際、共同発表者も本法人会員又は準会員であることを要する。
2. 正会員、準会員は、会員総会に出席し議事により議長の許可を得て発言することができる。

第2条 名誉会員および特別会員

1. 名誉会員および特別会員は、社員総会に出席することができる。
2. 名誉会員および特別会員は、任期を満了する満67歳以上の評議員より理事会の議を経て社員総会で承認する。

第3条 賛助会員

賛助会員は、本法人の学術集会において研究成果を発表することができる。

第4条 名誉会員

1. 本法人の名誉会員は、本法人の定款に定められたことのほかは、本条によって推薦する。
2. 理事会は、会員の中から名誉会員の候補者（以下「名誉会員候補者」という。）を決議し、社員総会に推薦する。
3. 名誉会員候補者は、次の各号のいずれかの条件を満足する者でなければならない。
 - 1) 年齢が満67歳を超えた者であること
 - 2) 本法人（本法人の前身である任意団体日本外科感染症学会、日本外科感染症研究会を含む、以下本規則において同じ。）学術集会会長（以下「会長」という）の経験者、理事を務めた者、又は本法人に功労のあった者で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者
4. 前項各号にかかわらず、理事会は、名誉会員として特にふさわしい者を、決議により、名誉会員候補者として社員総会に推薦することができる。

第5条 特別会員

1. 本法人の特別会員は、本法人の定款に定められたことのほかは、本条によって推薦する。
2. 理事会は、会員の中から特別会員の候補者（以下「特別会員候補者」という。）を決議し、社員総会に推薦する。
3. 特別会員候補者は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。
 - 1) 年齢が満67歳を超えた者であること。
 - 2) 本法人の評議員を務めた者、ならびに本法人に功労のあった者で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者であること。
4. 前項各号にかかわらず、理事会は、特別会員として特にふさわしい者を、決議により、特別会員候補者として社員総会に推薦することができる。

第2章 名誉理事長及び特別功労者

第6条 名誉理事長

1. 理事長は、理事会及び社員総会の決議を経て、本法人に対し特に顕著な貢献のあった名誉会員を、名

誉理事長の称号を付すことを推薦することができる。

2. 名誉理事長は、理事長及び理事会の諮問に応ずるものとする。

第7条 名誉理事長候補者

1. 理事会は、名誉理事長の候補者（以下「名誉理事長候補者」という。）を決議し、社員総会に推薦することができる。
2. 名誉理事長は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。
 - 1) 本法人理事長を経験した者で、特に本法人に功績があり、理事会で推薦され、社員総会で承認された者
3. 前項第1号及び第2号にかかわらず、理事会は、名誉理事長として特にふさわしい者を、決議により名誉理事長候補者として社員総会に推薦することができる。

第8条 特別功労者

本法人の代表世話人または世話人経験者でこの法人に対し功績のあった者に、理事会及び社員総会の決議により特別功労者の称号を付し、評議員会資料の役員名簿に付記するものとする。

第3章 役員

第9条 理事長

1. 理事長は、第5条に定める理事の選挙により次期理事が確定した後に開催される理事会において、理事の互選により選出されるものとする。次項に定める理事の選挙の中間年の理事の再任の際は、理事再任承認の社員総会後の理事会において選出されるものとする。
2. 任期中の理事長に事故等あるときは、理事会は速やかに後任理事長を選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 理事

1. 理事の選挙は4年に一度行い、選挙の年には、選挙の結果が承認されるものとし、選挙の年の中間にあたる年の理事の再任については社員総会の承認事項とする。
2. 前項の規定にかかわらず、理事長は、理事の候補者を理事定員のうち2名以内の範囲で、選挙の年または選挙の年以外の年に推薦することができる。理事長が推薦した理事候補者は、社員総会の承認を得なければならない。
3. 理事は、以下に定める全ての資格を有する者が候補者となりうる。
 - (1) 評議員であること
 - (2) 理事になる時点で連続5年以上の会員歴を有し、会費を完納している者
 - (3) 外科感染症学の分野で顕著な研究実績を有し、本法人に大いなる貢献をしたと評価された者
4. 定期改選時以外の時に選出された理事の任期は、次回の定期改選時までとする。
5. 理事は、その任期中は評議員の資格を有するものとする。
6. 理事になることを希望する者は、所定の書類を学会事務局に提出しなければならない。本条第2項の規定により推薦された者は、推薦された後速やかに所定の書類を学会事務局に提出しなければならない。
7. 理事は監事を兼ねることはできない。

第11条 監事

1. 監事は、理事を除く評議員の中から社員総会の選挙によって決定される。
2. 監事になることを希望する者は、所定の書類を学会事務局に提出しなければならない。

第 12 条 評議員

1. 評議員は、次項に定める有資格者の中から理事会の推薦により、改選前の社員総会の承認を得て決定される。
2. 評議員となり得るものは、原則として次の全ての資格を有する者とする。
 - (1) 満 67 歳未満の正会員
 - (2) 評議員になる時点で連続 3 年以上の会員歴を有し、会費を完納している者
 - (3) 本会の主催する学術集会で筆頭者として発表しているか、または司会、座長、特別発言、コメンテーターのいずれかを 1 回以上行っていること
 - (4) 評議員 2 名の推薦を得た者
3. 前項第 1 号にかかわらず、満 67 歳未満の準会員または賛助会員の中で極めて本法人に貢献した者も評議員として選任される資格を有するものとする。
4. 前々項第 2 号にかかわらず、理事 2 名の推薦があり、正会員のうち評議員としてふさわしい実績を有すると理事会が認める者に対し、理事長は評議員を委嘱することができる。
5. 評議員になることを希望する者は、所定の申請書と推薦書を理事会に提出しなければならない。

第 13 条 学術集会会長、次期会長、次々期会長

1. 会長、次期会長、次々期会長になることを希望する者は、所定の書類を予め理事長に届け出なければならない。
2. 会長の任期は、前の学術集会終了の翌日から次期学術集会終了までとし、再任はできない。
3. 次期会長、および次々期会長の任期は、前の学術集会終了の翌日から次期学術集会終了までとし、再任はできない。
4. 会長、次期会長、および次々期会長は 1 名の当番幹事を指名することができる。当番幹事は理事会に出席することができる。

第 4 章 会費

第 14 条 会費

本法人の年会費は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 役員及び評議員 | 年額 15,000 円 |
| (2) 上記以外の正会員 | 年額 10,000 円 |
| (3) 準会員 | 年額 5,000 円 |
| (4) 賛助会員 | 年額 50,000 円（一口） |

第 5 章 付則

第 15 条 付則

1. 本細則は理事会の議決を経なければ変更できない。
2. 本細則は平成 19 年 9 月 20 日から施行する。
3. 本法人設立時に、任意団体日本外科感染症学会の評議員であった者は、本法人の評議員に選任された

ものとみなす。本法人設立時に評議員及びこの規定により評議員になった者の任期は平成 21 年定期社員総会終了時までとする。

4. 本法人設立時に、任意団体日本外科感染症学会会員であった者は、本法人に入会したものとみなす。

平成 26 年 12 月 3 日 一部改訂

平成 29 年 11 月 28 日 一部改訂

令和元年 11 月 28 日 一部改訂

令和 2 年 11 月 26 日 一部改訂

令和 6 年 6 月 10 日 一部改訂

令和 7 年 8 月 4 日 一部改訂